

平成28年の地方からの提案に関する対応方針〔H28.12.20閣議決定〕 (埼玉県提案8件)

※対応方針に記載がないものは、「—」と記載している。

連番	管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針
1	48	一定条件を満たした小規模な寄宿舎の階段基準を住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し	建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる、グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした場合など、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準にする。	埼玉県	【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (i)寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。
2	50	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県経由の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を経由しないこととする	埼玉県	【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	43	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限の都道府県への移譲	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。 (都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)	埼玉県	—
4	44	社会資本整備総合交付金の手続簡素化	社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細内訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳はいずれ精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の用途については地方を信頼して任せてはどうか。	埼玉県	—
5	45	孤立死防止対策の充実	居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。	埼玉県	—

連番	管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針
6	46	税控除対象NPO法人の 指定方法の見直し	指定NPO法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。 この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	埼玉県	—
7	49	介護福祉士修学資金の 返還免除要件緩和	介護福祉士修学資金の返還免除に係る要件について、社会福祉施設での勤務年数を5年から3年に短縮する。	埼玉県	—
8	47	土地利用審査会の国土 利用計画審議会への整 理・統合	国土利用計画法第39条により義務付けられている土地利用審査会の設置を不要とし、同法第38条に基づく国土利用計画審議会に整理・統合する。 なお、土地利用審査会では法律実務者(弁護士)が任命されている一方、国土利用計画審議会では任命されていない。この点については、国土利用計画審議会委員に法律実務者を新たに任命することで対応可能である。	埼玉県	<平成26年の提案募集で議論済みであり、調整を行わない提案とされたため記載なし>

<参考>

平成27年の対応方針で、検討し、平成28年中に結論とされていた提案のうち、今回（平成28年）の対応方針に記載された提案

連番	管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	提案団体	対応方針
1	56	公営住宅建替事業の施 行要件の緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の集約化や廃止を計画的かつ円滑に行うため、公営住宅法第2条第15号の「現地要件」を緩和し、非現地で法定建替事業が行えるよう法改正を行うこと。	埼玉県	【国土交通省】 (3)公営住宅法(昭26法193) (i)公営住宅建替事業(2条15号)については、現在、除却すべき公営住宅等が存していた土地(隣接地を含む。)での建替えのみが対象とされているが、これに加え、複数の公営住宅の機能を集約する場合には、移転先が居住者の生活環境に著しい影響を及ぼさないことに配慮した上で、除却すべき公営住宅等が存していた土地に近接する土地への建替えも対象とする。